

# スポットワークサービスにおける適切な労務管理へ向けた考え方

スポットワーク協会では、スポットワークサービスの健全な発展と働き手の保護を図る観点から、「スポットワークサービスにおける適切な労務管理へ向けた考え方」をとりまとめています。

今般、労働法学者をはじめとする有識者からのご意見などを踏まえ、その本来趣旨に則って内容の改訂を行いました。

本リーフレットは、改訂後の考え方について、スポットワーク仲介事業者および利用企業の皆様にご理解いただくことを目的として作成したものです。

各スポットワーク仲介事業者において、利用企業への十分な説明・周知を行い、2026年5月以降、可能な限り速やかに必要な対応を進めていきます。

一般社団法人 スポットワーク協会

## 01 労働契約成立時期について

職業紹介事業として行うスポットワークサービスにおいて、面接等を経ることなく先着順で就労が決定する場合には、働き手が求人への応募を完了した時点で、就労予定日を始期として、労使双方が所定の解約権を有する内容の労働契約（解約権留保付労働契約）が成立するものと考えられます。

このことが労使双方にとって明確となるよう、各スポットワーク仲介事業者において適切な対応を進めていきます。

## 02 労働者からの解約について

労働契約成立後、労働者からの解約は原則として理由を問わず可能です。

なお、労働者が就労開始時刻の直前に解約を行った場合には、スポットワーク仲介事業者からペナルティが付与されることがありますが、当該ペナルティの累積を理由として使用者が解約を行うことはできません。

「直前」とは、当協会として、就労開始時刻の24時間前ととらえており、少なくともこれを下回らないものとします。(以下、同じ。)



## 03 使用者からの解約について（重要）

**労働契約成立後、使用者からの解約は原則として認められません。**

解約をせずに労働者から労務の提供を受けない場合には、休業させることとなり、使用者は休業手当を支払う必要があります。

厚生労働省が示しているリーフレットにおいても、「その日に約束した賃金を全額支払うことで差し支えありません」とされています。

## 04 使用者からの解約が認められると考えられる場合

もっとも、以下のような場合には、一般に解約の合理性・相当性が認められるものと考えられます。

- ・ 不可抗力その他の事由（地震や台風等の天災事変等）が生じたとき
- ・ 長期療養や逮捕・勾留等のために就労日に就労できないことが明らかなとき
- ・ 就労に必要な資格の証明がないときや、法令上就労させることができないとき、その他就労において必要となる法令の趣旨に照らして条件を満たさないとき
- ・ 契約上の義務違反又は不法行為、犯罪行為等の反社会的行為を行ったとき
- ・ 募集条件で明示されていた就労に必要な物を持参しなかった場合など募集条件として明示されている使用者が求める条件を満たさないとき（※）

いずれの場合においても、個別の契約において解約事由が合理的に設定され労働条件通知書等に記載されるとともに、解約にあたってはその理由が具体的に示される必要があります。

（※）レビューなど他社による勤務態度の評価のみを理由とした解約は、募集条件として記載があったとしても、一般に解約の合理性・相当性が認められるとまでは言えないものと考えられます。

## 05 直前でない場合における対応について

直前でない場合に限り、契約成立時点では予期し得なかったやむを得ない事情による営業中止や大幅な仕事量の変化による募集人数の変更があったときには、解約が認められる場合があります。

紛争を防止する観点から、別の就労機会を見つける時間的余裕に配慮し可能な限り早めに、当該事情について就労予定者に対し丁寧に説明し、対応策について理解を得る努力をする必要があります。



## 06 スポットワーク仲介事業者および利用企業の皆様へ

最終的に解約の合理性・相当性が認められるかどうかは、個別事案ごとの事情を踏まえた司法判断に委ねられることに留意が必要です。

スポットワーク仲介事業者においては、厚生労働省が示している内容を踏まえ、ミスマッチが生じないよう適格な紹介に努めるとともに、利用企業における適正な労務管理を支援し、各事案に適切に対応していくことが求められます。

利用企業においても、スポットワークにおける労働契約の考え方を踏まえ、適切な募集内容の設定および運用を行うことが重要です。

スポットワークの健全な発展を推進し、国民の幸福度向上に寄与する。

# 一般社団法人 スポットワーク協会

Japan Spot Work Association

当協会は、スポットワーカーを取り巻く環境の調査及び研究を行うとともに、労働行政に協力し、関係機関及び会員相互の緊密な連絡調整をはかり、日本におけるスポットワークの健全な発展に寄与し、多様な働き方の定着とそれによる国民生活の充実に資する存在となることを目指します。

所在地：東京都中央区銀座7-3-5 ヒューリック銀座7丁目ビル8階 URL：<https://www.jaswa.or.jp>